

日教弘山梨支部 へき地学校教育支援事業募集要項

この事業は、教育文化事業規程第1条に基づき、交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校の教育内容や方法、環境を充実することに寄与貢献する教育振興事業です。

1 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山梨支部

2 趣旨

交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校の教育内容や方法、環境を充実することに寄与貢献する。

3 助成対象

「へき地教育振興法」に基づいた指定学校のうち、原則としてへき地等級2～5級の学校を対象とする。

4 対象事業

- (1) へき地学校がもつ課題に対して研究・活動を行う事業
(例：少人数・小規模校における効果的な授業方法の研究、意欲的に学ぶ子どもを育てるための指導研究)
- (2) へき地学校の課題を解決するために備品・教材を購入し教育環境を整備する事業
(例：ICT教材、体育用品の提供)
- (3) 地域や保護者及び近隣の学校と連携し、子どもの資質を高めることを目的とする事業
(例：運動会、公開授業、学芸会、一輪車講習会、各教育団体等との協賛事業)

5 応募条件

選考基準に基づいた研究・活動や事業を年度内に行う予定のある学校とする。

6 助成金額

1校あたり5万円以内とする。

ただし、以下に記載した費用は対象外とする。

- (1) 人件費（外部講師の謝礼は可）
- (2) 研修参加費（交通費も不可、外部講師の交通費は可）
- (3) 汎用性の高い機器等
- (4) 学校の一般管理費（例：公共料金の支払い費）等
- (5) 懇親会等の飲食費
- (6) その他事業に関係ない講習会費、物品購入費等

なお、一輪車講習会の実施を希望、申請する場合には講師の招聘等に要する経費の一切を山梨支部が負担する。

※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがある。

7 募集期間

令和5年4月3日(月)～令和5年5月24日(水)

8 スケジュール

令和5年6月 選考を行います。

令和5年7月 採否の結果を通知します。

9 応募方法

- (1) 申請書（へき地様式 1）に必要事項を記入し、日教弘山梨支部に提出する。
なお、一輪車講習会の実施を希望、申請する場合には「へき地学校教育支援事業一輪車講習会申請書（へき地様式 2）」を提出する。
- (2) 締切は令和 5 年 5 月 24 日（水）当日消印有効とする。

10 選考

- (1) 選考方法
選考基準に沿って支部教育振興事業選考委員会において選考後、山梨支部幹事会の議を経て支部長が助成対象校を決定する。
- (2) 選考基準
 - ① 事業の適性 助成の趣旨と一致しているか。
 - ② 事業の必要性 へき地学校の課題、ニーズを的確に把握しているか。
 - ③ 事業の公共性・社会性 地域や保護者等に対して有益であるか。

11 報告書の義務等

対象校は申請書の内容に従って助成金を使用する。使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、令和 6 年 2 月末までに「報告書（へき地学校教育支援事業 様式 3）」と併せて提出する。

なお、一輪車講習会を実施した場合には「へき地学校教育支援事業一輪車講習会報告書（へき地様式 4）」を提出する。報告書の提出方法については、対象者に別途お知らせする。

なお、提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとする。

12 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者・学校の名前及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

13 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けません。
- (3) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

【問い合わせ・申請書類送付先】

（公財）日本教育公務員弘済会山梨支部

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-33-7教育会館4階

Tel：055-222-3468 Fax：055-288-8126

E-mail：yamanashi@nikkyoko.or.jp